

判決年月日	平成 1 8 年 1 月 2 6 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）10668号		

○ 商標法 4 条 1 項 7 号による商標登録無効の審決の取消しを求める訴えについて，商標権者の出願行為が他人の標章を剽窃したものというべきであり，かつ，不正の目的をもってされているから，登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり，当該登録商標の登録を認めることは商取引の秩序を乱し，ひいては国際信義に反するものであって，単なる私益的な事情によるものとはいえないとして審決を維持した事例

（関連条文）商標法 4 条 1 項 7 号

本件商標は，ドイツ連邦共和国において，ドイツクランツレ社（ヨゼフ・クランツレ社及び Y）が製造・販売している商品「高圧洗浄機」（以下「クランツレ製品」という。）に使用されている標章（以下「K r a n z l e 標章」という。）と同一であるところ，その商標権を有する X は，出願行為が著しく社会的妥当性を欠き，また，不正の目的をもってされたものであるとされて商標登録無効の審決を受けたことに対し，その取消しを求めた事案である。本判決は，以下のとおり判示して，X の請求を棄却した。

X は，平成 1 0 年 1 0 月，Y との間で，クランツレ製品の輸出入及び国内販売を目的として販売代理店契約を締結し，ドイツクランツレ社のいわゆるハウスマークである K r a n z l e 標章を付したクランツレ製品を輸入販売していたが，平成 1 3 年 8 月，銀行取引の停止処分を受け，信用状を開設できなくなった。そこで，X は，A に対し，X に代わって信用状を開設してクランツレ製品を輸入するよう依頼するとともに，X が有するクランツレ製品の販売代理権限を譲渡することにより，共同してクランツレ製品を販売するための新会社を設立することを提案した。A は，これに同意したが，その後の同年 1 1 月，Y 代表者から，X は多額の未払金があって Y が X に不満を持っており，X との取引を停止する意向であることを知るに及んで，X との新会社設立に関する合意を破棄した後，平成 1 4 年 9 月，X 及び X 代表者を除外して日本クランツレを設立し，総代理店としてクランツレ製品の輸入，販売に係る独占的権利を与えられた。しかし，X 代表者は，A が X との上記合意を破棄した直後の平成 1 3 年 1 2 月に，個人名義で本件商標の登録出願をし，その商標登録を受ける権利の承継人である X において平成 1 4 年 1 1 月に商標登録を受けた後，X が，Y 代表者に対して競業避止義務違反及び背任行為に基づく損害賠償訴訟，A 及び日本クランツレに対して本件商標の使用差止等訴訟を提起した。このような事情の下においては，「K r a n z l e 標章は，ドイツクランツレ社のいわゆるハウスマークであり，第三者はドイツクランツレ社の承諾を得ることなく商標登録を受けることができるものではなかったところ，X は，Y に無断で，Y の販売代理店であることを示す資料のみをもって，

ドイツクランツレ社の同意又は承諾があるとして本件出願行為をし、本件商標の商標登録を受けたものであり、ドイツクランツレ社のK r a n z l e 標章を剽窃したものというべきである。そして、その目的は、本件商標の排他的効力により、日本でのK r a n z l e 標章の使用の独占を図ることによって、Aや日本クランツレによるクランツレ製品の日本国内における輸入、販売を阻止しようとしているのであるから、不正の目的をもって登録出願をしたことは明らかというべきである。したがって、本件商標の登録出願の経緯には著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることは、商取引の秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものであって、到底容認し得ないものとなっているのであり、Xの主張するような単なる私益的な事情によるものということとはできない。」から、本件商標の登録は、商標法4条1項7号に違反してされたものであり、同法46条1項の規定により無効とすべきものであるとした審決の判断に誤りはない。